

# 士業連携とは

## ③ 士業連絡会との連携 東北本部 齋藤明

### 災害復興支援士業連絡会の目的

宮城県における地震等の大規模災害に対し、専門的知識及び経験を有効・機動的に活用し、防災活動、災害復興、被災地域・住民の復興支援活動を実施することを目的としております。

被災地域の調査、復興支援計画の策定・実施等の業務、官公署等各団体の情報交換、被災者に対する相談等の復興支援活動を行います。

### 宮城県災害復興支援士業連絡会

災害被害に遭われた方を、各分野のエキスパートがサポート致します。

<http://miyagi-hukkousien.jp/index.html>

### 沿革

平成17年3月	士業別団体にて宮城県災害復興支援士業連絡会設立
平成20年12月	宮城県との間で災害発生時のための協定書を締結
平成21年4月	宮城県社会保険労務士会 加盟
平成23年6月	日本公認会計士協会宮城県支部 加盟
平成23年9月	財団法人日本建築協会東北支部宮城県地域会 加盟
平成23年12月	社団法人建築研究協会東北支部 加盟
平成26年8月	仙台市との間で災害発生時のための協定書を締結
平成27年10月	公益社団法人日本技術士会 東北本部 加盟

### 災害復興支援士業連絡会とは

宮城県内の専門士業や研究者等の12団体で構成されており、災害発生時に被災地での相談活動や平時には災害に備えたシンポジウムの開催等を行っています。

災害被害に遭われた方を、各分野のエキスパートがサポート致します。ご相談をお待ちしております。

[詳しくはこちら](#)

### 参加団体一覧

[詳しくはこちら](#)

<ul style="list-style-type: none"> <li>仙台弁護士会</li> <li>宮城県司法書士会</li> <li>宮城県社会保険労務士会</li> <li>宮城県行政書士会</li> <li>日本公認会計士協会宮城県支部</li> <li>東北税理士会宮城県支部連合会</li> <li>(一社)宮城県不動産鑑定士協会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(一社)建築研究協会東北分室</li> <li>(一社)宮城県建築士事務所協会</li> <li>宮城県土地家屋調査士会</li> <li>(公社)宮城県公共福祉施設土地家屋調査士協会</li> <li>(公社)日本建築協会東北支部宮城県地域会</li> <li>(公社)日本技術士会東北本部</li> </ul>
--	--

※日本大震災復興10年事業 2023年シンポジウム 複合災害の復興に学ぶ ふくしまからの発信  
協賛団体 日本技術士会東北本部

# 災害復興まちづくり 支援機構の発足

1995.1 阪神淡路大震災

↓

2004.1 全国まちづくりフォーラムで支援機構が設立

↓

全国各地で士業連携のうごき

↓

2021.5 全国士業連絡会が設立



# 災害で困っている人 在宅被災者の存在

### 災害復旧制度の問題

- ・ 応急修理制度を利用すると応急仮設住宅には入居できなくなるなど、形式的な運用などの問題がある。
- ・ 東日本大震災発生後12年が経過したが、住家を十分に修繕できない**在宅被災者が多数存在**している。

### 被災者支援の必要性

- ・ 生活再建のため「**災害ケースマネジメント**」を制度化し**被災者に寄り添った支援**を可能とする必要がある。

- (1)災害対策基本法を改正し、ボランティアとの連携のほか、**弁護士等専門士業団体を含む各種の民間団体との連携の強化を義務づけ、連携による被災者支援の仕組みを策定**すること。
- (2)防災基本計画、地域防災計画に、**弁護士等専門士業団体等の連携による支援策を計画・記載し、その体制づくりに努力**すること。
- (3)**災害救助法を改正**し、被災者のニーズ調査及び生活再建支援のため**情報提供業務を定める**こと。

日本大震災復興10年事業 2023年シンポジウム 複合災害の復興に学ぶ ふくしまからの発信  
協賛団体 日本技術士会東北本部

# NHKでも在宅被災者問題を 取り上げる

災害ケースマネジメントとは? <https://www.nhk.jp/gendai/ts/WV5PLY8R43/blog/bl/pkEldmVQ6R/bp/jE6gkPNz/>

「在宅被災者」と「災害ケースマネジメント」

「在宅被災者」とは、被災者として支援を受けながら、住居を建て直さず、仮設住宅で生活し続ける人々を指します。NHKでは、被災者の生活再建を支援するための「災害ケースマネジメント」を制度化し、被災者に寄り添った支援を可能とする必要があると指摘しています。

「災害ケースマネジメント」とは?

被災者は単に被災だけでなく、仕事などの収入や健康面でも課題・困難に直面しています。さらに以前から抱えていた問題をやり直しのところで持ちこたえていたものも、災害によってそれが解消し改善が図られていない人も少なくありません。しかし、従来の被災者支援はそうした被災者の個別の課題について支援ができません。

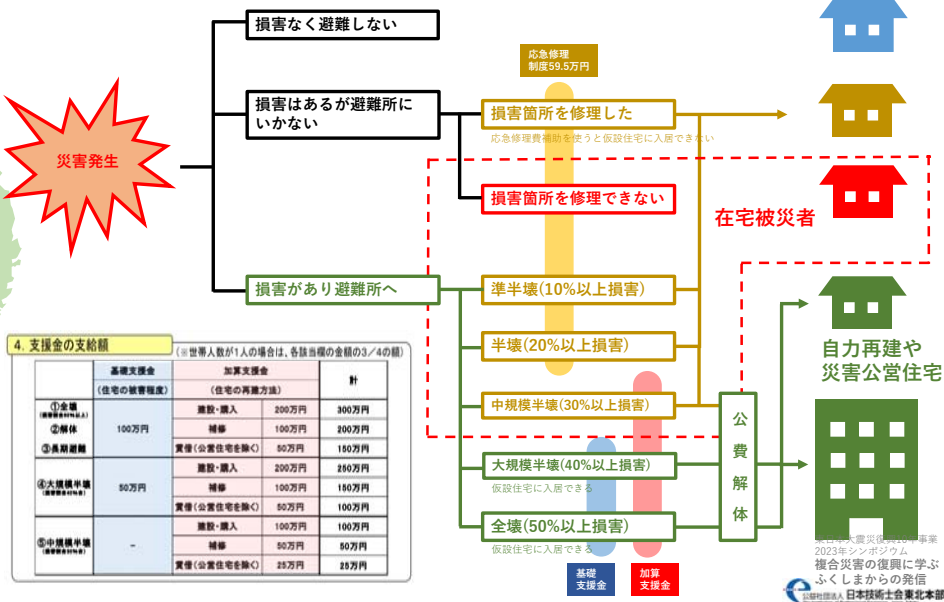
そこで、被災者ひとりひとりが抱える個別の課題に着目して解決を促そうというのが、「災害ケースマネジメント」です。個別的な問題で被災者一人一人の課題を把握し、多岐にわたるニーズに対応し、その人にとって最適な事業に結びつけるなどのアプローチで、被災者が抱える個別の課題を解決していきます。そして最終的には平時の暮らしの質や社会参加の度などと一緒に考えていくというものです。

2009年のアメリカ・ニューヨーク市のハリケーン・カトリックからの復興支援で用いられたのが始まりとされ、日本では、東日本大震災において自然発生的に日本版が生み出されています。震災発生から数年の間に、宮城県石巻市の復興拠点「チーム玉」の在宅被災者支援や、仙台市大崎地区での復興住宅入居者への支援などで活用され、一定の成果を挙げたことが評価されています。その後、熊本県、徳島県や中越、自治体連携など、災害のたびに活用が広がっています。2020年3月には復興支援政策の推進機関である復興検討会が設置され、被災者支援として災害ケースマネジメントの活用が奨励される方向が打ち出されています。

出典) NHK ローズアップ現代HP

日本大震災復興10年事業 2023年シンポジウム 複合災害の復興に学ぶ ふくしまからの発信  
協賛団体 日本技術士会東北本部

# 何で在宅被災者問題 が起きるのか



基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)	計
①全壊 (被害率90%以上)	建設・購入 200万円	300万円
	補修 100万円	200万円
②半壊 ③真積損壊	建設(公営住宅を除く) 50万円	150万円
	建設・購入 200万円	250万円
④大規模半壊 (被害率60%以上)	補修 100万円	150万円
	建設(公営住宅を除く) 50万円	100万円
⑤中規模半壊 (被害率40%以上)	建設・購入 100万円	100万円
	補修 50万円	50万円
⑥小規模半壊 (被害率20%以上)	建設(公営住宅を除く) 25万円	25万円
	補修	

# 仙台弁護士会での 被災者支援

## 被災者生活再建ノート

(2018年(平成30年)2月8日版、2019年(令和元年)10月18日補訂)

仙台弁護士会  
https://senben.org

出版・仙台弁護士会HP

被災された方へ

○「被災者生活再建ノート」(3-6ページ)  
被災された方が「受けられる公的支援制度」を確認できるページです。  
毎週内に3-4ページを使用して、相談担当者による支援制度が利用できる  
かどうかを確認しながら読んでください。各ページは、「その他の読み方」を記  
載したとおりになっています。相談前に、気になる点や不明な点などをお問  
合ください。

○「被災者生活再建ノート」(6-7ページ)  
本ページは、同書の「カギ」のような役割をイメージしています。相談職  
業者が変更になって、旧版の相談内容や付いたアドバイスが引き続き有用な  
ところも確認しています。相談担当者にご覧いただくことを想定していますので、  
相談担当者にご覧をお願いしてあげてください。

○「支援制度の概要」(8ページ)  
「被災者生活再建ノート」(3-4ページ)に記載のある各公的支援制度につ  
いて説明しています。様々な支援制度があります。更に詳しく知りたいなり  
たい場合は、相談担当者にご覧をお願いしてあげてください。

弁護士などの相談業者の方へ

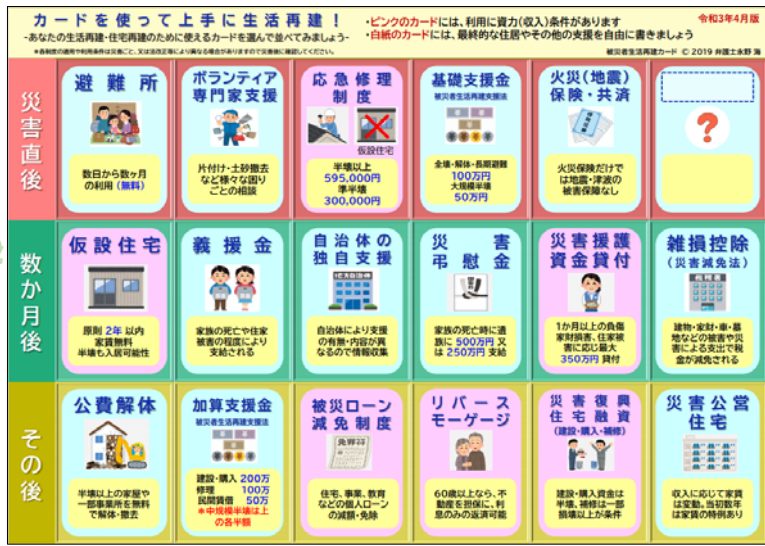
○「被災者生活再建ノート」(3-5ページ)  
被害者の生活再建に役立つ情報が満載です。被災された方が受けられる公的  
支援を受けられているか確認できるページです。  
当該ページを使用して、被災された方々への支援体制が利用できるのか  
確認してください。

○「被災者生活再建ノート」(6-7ページ)  
相談職業者が被災した方々に対して、相談の経緯や内容などを整理してお  
くためのページです。これにより、相談内容がまとまりやすくなります。その取  
扱内容が異なることになり、被災された方が、新たな相談内容から相談職  
業者の対応する負担を減らすことができます。相談内容が変更となっても、従  
前の対応内容などを踏まえた適切な対応がスムーズに行なうようになります。  
本ページは、相談職業者にご覧いただくことを想定していますので、上  
記の図表に沿った対応をお願いします。

○「支援制度の概要」(8ページ)  
「被災者生活再建ノート」(3-4ページ)に記載のある各公的支援制度の概  
要です。本ページは、被災者生活再建ノートを参考にしながら、被災者  
の方々に適切な支援が受けられるよう、被災者の方々に寄り添った対応  
をお願いします。

東日本大震災復興10年事業  
2023年シンポジウム  
複合災害の復興に学ぶ  
ふくしまからの発信  
公益社団法人 日本技術士会東北本部

# 被災者支援の動きが 広まる



出典) 弁護士永野海 法律と防災のページ 「被災者生活再建カード」

# 日本の災害対応 被災した人のケアが

東日本大震災の教訓についてふれる。我々は備え以上のことはできない。危機管理と対応計画は、最悪のシナリオに基づいて行う必要がある。不確実な状況下での判断と対応が必要で、そのためにはレジリエント社会(回復力)の構築が必要。皆さんを伴い、そして思いを行動にしていきたい。(東北大学今村先生の基調講演) = **準備が大切**

	当日	2~3日	4~7日	1週間 2週間	2週間 1ヶ月	1ヶ月 3ヶ月	3ヶ月 6ヶ月	6ヶ月 9ヶ月	9ヶ月 1年後
災害対策本部の設置・運営 (警察・消防・自衛隊・海保)	●	●	●	●	●	●	●	●	●
被害情報の収集・整理	●	●	●	●	●	●	●	●	●
住民・マスコミへの広報	●	●	●	●	●	●	●	●	●
救出・救助・捜索活動 災害拡大防止活動	●	●	●	●	●	●	●	●	●
遺体の収容・埋火葬	●	●	●	●	●	●	●	●	●
避難勧告・指示、誘導、帰宅困難者対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●
避難所の開設・運営	●	●	●	●	●	●	●	●	●
物資の調達・支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●
公共土木・ライフライン対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●
震災廃棄物・し尿処理対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●
災害時要援護者対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●
心のケアの活動	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ボランティア等の受入・連携	●	●	●	●	●	●	●	●	●
医療救護活動、保健衛生活動	●	●	●	●	●	●	●	●	●
疾病・感染症対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●
建築物対策・住宅確保対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●
財務・生活支援対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●
農林水産業関連対策 商工業関連対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●
教育対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●
原発関連対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●

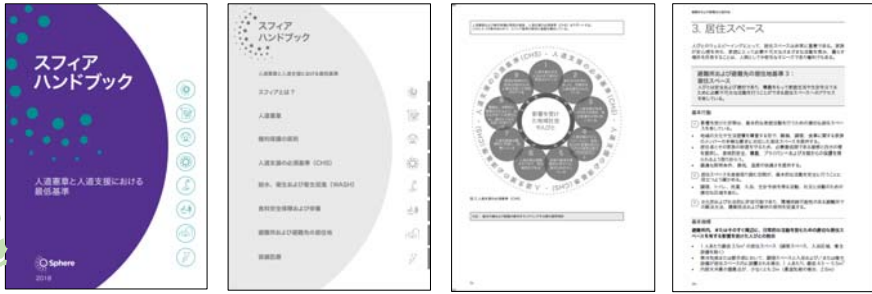
※「東日本大震災—宮城県の6か月間の災害対応とその検証—」より筆者作成

ひとたび大きな災害が起きれば  
準備したことしか行動できない  
しかし準備の有無に関わらず復旧の  
行動は待ったなしにやってくる

東日本大震災復興10年事業  
2023年シンポジウム  
複合災害の復興に学ぶ  
ふくしまからの発信  
公益社団法人 日本技術士会東北本部

# 本当に大切なこと スフィアハンドブック

9



スフィア標準は、「スフィア宣言」「人権宣言」「権利宣言」「責任宣言」の4つの宣言から「基本的な目標と方針」として、また「避難所の運営に関する基本的な目標」として「避難所の運営に関する目標」が記載されています。また「避難所の運営に関する目標」は、(1) 安全、(2) 衛生、(3) 食料と栄養、(4) 水の供給、(5) 避難所の物理的状態、(6) 避難所の運営、(7) スフィアハンドブックより。

日本での標準を適用している避難所は決して多くはありませんが、避難所の運営に関する目標は34とされています。避難所の運営に関する目標は34とされています。避難所の運営に関する目標は34とされています。

このように、日本ではスフィア標準の適用がまだ少ないと見られます。避難所の運営に関する目標は34とされています。避難所の運営に関する目標は34とされています。

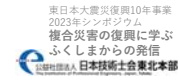
このように、日本ではスフィア標準の適用がまだ少ないと見られます。避難所の運営に関する目標は34とされています。避難所の運営に関する目標は34とされています。

スフィア標準は、避難所の運営に関する目標を定めています。避難所の運営に関する目標は34とされています。避難所の運営に関する目標は34とされています。

避難所の運営に関する目標は34とされています。避難所の運営に関する目標は34とされています。避難所の運営に関する目標は34とされています。

出典) 上段：支援の質とアカウントビリティ向上ネットワーク  
 アップ(UOAN)  
 (特活)国際協力 NGO センター(JANIC)  
 能力強化グループ/  
<https://janic.info/>

下段：私たちの避難所革命HP  
<http://shelter-for-women.jp/jp/index.html>



# 本当に大切なこと スフィアハンドブック

10

### イタリアの避難所に学ぶ

理想的な避難所運営の例として、しばしばイタリアが取り上げられます。イタリアでは国が積極的な災害対策をしています。日本とはどのように違うのでしょうか。

- トイレ、ベッド、テントがすぐ届く！

日本の避難所では避難所が一般的ですが、新潟大学の櫻井和彦氏によれば、「このような避難所は先進国では実は日本だけで、「欧米の避難所では必ず簡易ベッドが準備され、またテントで寒気などに避難生活をするのが一般的になっています」とのことです。

イタリアでは、法律で避難所には48時間以内にテントやベッド、仮設トイレや食糧などを準備し提供しなければならないことが明記されています。日本でも内閣府の「避難所運営ガイドライン」には簡易ベッドの使用が明記されました。しかし、避難所での優先順位は低く、櫻井和彦氏によれば、「設置までに発災後平均10日以上」かかっているのが現状です。簡易ベッド使用についての防災協定は31道府県、300市町村が締結していますが、実際は市町村からの申請がなければなりません。また、防災協定のみでは欧米並みの3日以内の設置は難しく、段ボールベッドを要請してから作って届けるには最低7日はかかります。

しかし、あらかじめ簡易ベッドを備えておけば、発災後3日以内の設置が可能です。イタリアでは公的な大きな備蓄倉庫を各州・災害ボランティア団体を持っています。こうした体制があるからこそ、発災3日以内、早ければ発災当日にテントやベッド、トイレなどを設置できるのです。

出典) 私たちの避難所革命HP  
<http://shelter-for-women.jp/jp/index.html>

- おいしい食事が届く！

次に避難所での食事が、イタリアでは、国費を担うボランティア団体が、キッチンカーを各地に準備し食事を支給します。数百人規模のテントを食堂として使うこともあります。

日本の避難所は、内閣府の「災害救助法による救助の種類、方法及び期間並びに実費弁償の基準」により開設できるのは7日以内と定められているため、食糧にならないため水や食糧がなければ良いと考えられており、パンとおにぎりが主流です。一方、**欧米の避難所では食事の準備は栄養摂取だけではなく、温かく美味しい食事で被災者が安心できるように準備されています。**

- 被災地への支援体制が充実！

イタリアでは、災害支援物資を運搬・配布する職能支援者が多数います。職能支援者とは、自身の職業を活かして災害支援を行う一般市民のことで、被災地でコックや運転手など自らの職業の業務を行います。災害支援活動を希望し、あらかじめ災害時の対応訓練を受けてから国に登録しています。最大7日間の給与、交通費、保険が保障されて被災地に派遣されます。また雇用者は登録者を被災地に派遣させるよう法律で義務付けられています。職能支援者は、300万人近く登録され、被災地を支えています。

- 自治体職員の負担が少ない！

日本では、被災地の自治体職員が避難所を開設する必要があります。しかし、イタリアでは、災害支援の必要性は国や州の市民保護省や保健局が判断し、職能支援者と協力して支援物資を被災地まで迅速に運搬・配布し、避難所設置を行います。このように、イタリアでは自治体職員もまた被災者であることに配慮した災害支援が行われています。

